

令和7年度

松戸市介護福祉士資格取得支援事業費補助金

申請の手引き

## 目次

松戸市介護福祉士資格取得支援事業補助金について……………	1
補助金交付申請の手続きについて……………	2
対象となる介護保険サービス……………	3
Q & A……………	4
松戸市介護福祉士資格取得支援事業補助金交付要綱……………	6
様式集……………	8

## 松戸市介護福祉士資格取得支援事業補助金について

松戸市では介護保険サービスに従事する者の確保及び、職員の資質の向上を図ることを目的として、介護福祉士国家試験の受験手数料に係る費用を一部助成します。

### 対象者

以下の条件をすべて満たす方

- (1) 第37回（令和6年度）介護福祉士国家試験に合格している介護職員であること。
- (2) 申請日の属する年度の前年度に実施された試験の合格者であること。
- (3) 申請日において6か月以上継続して市内の同一の介護事業所等に就業していること。
- (4) この補助金の交付対象となる経費について、重複して他の制度による補助金の交付を受けていない、又は受けようとしていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

### 助成額

介護福祉士国家試験の受験手数料のうち、上限10,000円

登録手数料は対象外となります。

### 申請期限

令和8年2月27日（金）まで

※予算の範囲において行うため、予算に達した場合は申請期限が早まります。

### 申請方法

郵便もしくは持参にて書類を提出してください。

《 松戸市役所ホームページ 》

トップページ>まつどDEいきいき高齢者>目的から探す>活躍

《 提出先 》

〒271-8588 松戸市根本 387-5 松戸市福祉長寿部介護保険課総務企画班 宛て

### お問い合わせ先

松戸市介護保険課総務企画班 電話：047-366-7370

## 補助金交付申請の手続きについて

- 令和6年度に行われた第37回介護福祉士国家試験に合格
- 補助金の申請日時点において、松戸市内の同一の介護保険サービス事業所で、6か月以上継続して勤務



- 以下の書類を松戸市役所介護保険課に提出（持参または郵送）

期限：令和8年2月27日（金）（必着）

- ①松戸市介護福祉士資格取得支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）p.9
- ②介護福祉士登録証の写し
- ③受験手数料の支払いに係る領収書等の写し
- ④本人確認書類（運転免許証等）の写し ※マイナンバーカードの裏面は提出しないでください
- ⑤松戸市介護福祉士資格取得支援事業費補助金交付請求書（第3号様式）p.9  
※押印が必要です
- ⑥(事業所が経費の一部を補助した場合のみ)補助を受けた金額等が確認できる書類



松戸市：書類の審査、市税等納付確認、  
補助金交付決定（却下）通知書の送付、補助金の支払



補助金交付決定（却下）通知書・補助金の受取

## 対象となる介護保険サービス

つぎのいずれかのサービスを行う市内の同一の事業所または施設で6か月以上継続して勤務した場合対象となります。

1	訪問介護
2	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
3	通所介護
4	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
5	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
6	短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
7	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護
8	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
9	夜間対応型訪問介護
10	地域密着型通所介護
11	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
12	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
13	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
14	地域密着型特定施設入居者生活介護
15	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
16	看護小規模多機能型居宅介護
17	介護老人福祉施設
18	介護老人保健施設
19	介護医療院

## 松戸市介護福祉士資格取得支援事業費補助金Q & A

Q1 他市町村在住ですが、対象となりますか。

A1 松戸市内の対象の介護保険サービス事業所に勤務している方であれば、対象となります。

Q2 非常勤での勤務は対象となりますか。

A2 対象となります。

Q3 派遣職員として勤務していますが対象となりますか。

A3 対象となります。  
就業証明書の事業所記載欄には派遣先の介護事業所を記載してください。

Q4 事務員や調理員、ドライバーとして勤務していますが対象となりますか。

A4 対象となります。

Q5 外国人介護人材として、EPA（経済連携協定）、在留資格「介護」、技能実習、特定技能1号の制度を利用し勤務していますが対象となりますか。

A5 対象となります。

Q6 領収書を紛失した場合どうしたらいいですか。

A6 支払いを確認できる書類が必ず必要となりますので、相手方に領収書の再発行を依頼するか、通帳のコピーや、コンビニエンスストアの払い込み受領書等、支払ったことがわかる書類でも可とします。

Q7 事業者の代理申請は可能ですか。

A7 原則、本人申請とします。

Q8 就業先から助成を受けた場合は申請できますか。

A8 就業先から助成を受けた分を差し引いた金額について助成の対象となります。（就業先からの助成が10,000円に満たない場合は、その残額（上限10,000円）が申請いただける金額となります。）申請時にその旨を報告し、助成を受けた金額が確認できる書類を提出してください。

例)

受験手数料18,380円のうち、8,000円を就業先から助成を受けた場合、残りの10,380円

のうち、10,000円が申請可能です。

助成を受けた金額が確認できる書類の例)

給与振り込みされている場合は、給与明細の写し(該当箇所以外黒塗り)や、事業所で作成(管理)している帳簿など。

Q9 試験に不合格となった場合でも申請できますか。

A9 申請できません。ご申請はおひとり1回限りとなりますので、試験に合格された際にご申請をお願いいたします。

Q10 勤務先がサ高住なので申請はできないのでしょうか。

A10 サ高住、有料老人ホームやケアハウスにお勤めでも、特定施設入居者生活介護の指定をとっていただければ申請可能です。該当かどうかはお勤め先にご確認ください。

Q11 試験に合格し、介護福祉士の登録をした後、別の松戸市内の介護事業所に転職しましたが、申請できますか。

A11 現在お勤めの事業所での勤務が6か月を経過した時点でご申請いただけます。

Q12 介護福祉士資格登録手数料は対象になりますか。

介護福祉士受験対策講座に要した費用は対象となりますか。

A12 対象外です。介護福祉士国家試験の受験手数料のみ対象となります。

Q13 介護福祉士国家試験の合格証書の写しだけでは申請できませんか。

A13 申請できません。介護福祉士国家試験に合格され、市内で介護福祉士としてご活躍されている方を支援する補助金のため、介護福祉士登録証の写しのご提出をお願いいたします。

## 松戸市介護福祉士資格取得支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、本市における介護保険サービスに従事する者の確保及び定着並びに職員の資質の向上を図ることを目的として、予算の範囲内において、この要綱に基づき松戸市介護福祉士資格取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 介護事業所等 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条、第8条の2、第115条の4第1項及び第115条の4第1項に規定する事業（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売及び介護予防支援を除く。）を行う事業所をいう。
- 2 介護福祉士試験 社会福祉士及び介護福祉士法（以下、「法」という。）第40条に規定する試験をいう。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者（以下「補助対象者」という。）が負担した介護福祉士試験の受験手数料とする。

- (1) 介護福祉士試験に合格し、法第42条第1項に規定する登録を受け、同条第2項において読み替えて準用する法第30条の規定による介護福祉士登録証の交付を受けた者であること。
- (2) 申請日の属する年度の前年度に実施された介護福祉士試験の合格者であること。
- (3) 申請日において6月以上継続して市内の同一の介護事業所等に就業していること。
- (4) 補助対象経費について、重複して、他の制度による補助金の交付を受けていない、又は受けようとしていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する

暴力団員等でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、助成対象者1人につき10,000円又は補助対象経費のいずれか低い額とする。なお、補助金の交付は、一の補助対象者につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとするときは、松戸市介護福祉士資格取得支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 介護福祉士登録証(法第43条第1項に規定する指定登録機関が交付したものに限る。)の写し
- (2) 受験手数料の支払いに係る領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定・通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請が適当(不適当)であると認めるときは、松戸市介護福祉士資格取得支援事業補助金交付決定(却下)通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 補助金の交付を受けようとするときは、松戸市介護福祉士資格取得支援事業補助金交付請求書(第3号様式)をもって交付を請求するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

松戸市介護福祉士資格取得支援事業補助金交付申請書

令和7年 5月 1日

松戸市長

申請者 〒271-0000  
住所 千葉県松戸市松戸 1234-5  
氏名 松戸 太郎

松戸市介護福祉士資格取得支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記の通り補助金の交付を申請します。

なお、松戸市市税条例（平成27年条例第3条）に規定する市税に滞納がないこと、また本申請の対象となる研修の受講に係る経費について、本申請において申告するもの他、いかなる助成（本事業による補助を含む。）も受けておらず、また受ける予定でないことを申し立てます。また、市役所内他課、養成研修事業者等、介護事業者等又はハローワーク等の他機関に対し費用の助成に係る確認を行う際に、個人情報を利用することについて同意いたします。

記

1 交付申請額（上限10,000円） 金 10,000 円

2 事業所管理者等記入欄

事業所の管理者等に記載を依頼してください

補助金申請者は令和6年10月1日付で当事業所に採用された職員で、6か月以上継続して従事していることを証します。

事業所所在地	松戸市根本 1234-5
事業所名（サービス種別）	特別養護老人ホームまつど ( 介護老人福祉施設 )
事業所連絡先	047-000-0000

法人における介護福祉士国家試験の受験手数料に対する補助の有無（いずれかに○）：有 無

※有の場合は補助金額及び受領が確認できる書類を添付すること

記載者 千葉 花子

3 添付書類

- 介護福祉士登録証の写し
- 受験手数料の支払いに係る領収書等の写し
- 身分証明書の写し
- 松戸市介護福祉士資格取得支援事業費補助金交付請求書（第3号様式）

松戸市介護福祉士資格取得支援事業補助金交付請求書

松戸市長

日付は空欄としてください

年 月 日

申請者 〒271-0000

住所 千葉県松戸市松戸 1234-5

氏名 松戸 太郎



押印してください

連絡先（電話番号）047-XXXX-XXXX

日付等は空欄としてください

年 月 日付け 第 号 で交付決定のあった松戸市介護従事者等  
スキルアップ研修費用補助金について、松戸市介護福祉士資格取得支援事業補助金交付要綱第7条の規  
定に基づき、関係書類を添えて下記の通り補助金の交付を請求します。

記

1 交付請求額（上限 10,000 円） 金 \_\_\_\_\_ 円

金額の記載は不要です。  
記載された場合、  
二重線や訂正印などでの  
金額の修正はできません  
のでご注意ください。

2 振り込み先

_____	_____	_____
千葉	銀行（信用金庫）	松戸（本）支店
_____	_____	普通預金口座
口座番号	フリガナ	_____
〇〇〇〇〇〇〇	口座名義	マツド タロウ 松戸 太郎

カナも記載してください